

製 品 名	工 場 数		月間生産高	月間出荷高	月末在庫高	資材名	消 費kg	月末在庫kg
	対 象	操 業	前月100対比	前月100対比	前月100対比			
鉄 鉄 鑄 物	11	11	118	100	107	鉄 鉄	61,527	91,344
						故 鉄 鋼 屑	115,342 1,810	54,663 140

索引 番号	調査項目 製品名 用途別	生 産					
		青 銅 鑄 物		黄 銅 鑄 物		其 の 他	
		重 量 kg	金 額 (千円)	重 量 kg	金 額 (千円)	重 量 kg	金 額 (千円)
	銅 合 金 鑄 物	17,227	6,353	3,926	1,235	215	64
01	産業機械器具用	1,523	598	330	99	215	64
02	電気及通信機器用	5,623	2,080	—	—	—	—
03	鉄道及車輛用	3,102	1,307	300	90	—	—
04	港湾及船舶機器用	—	—	—	—	—	—
05	軸受メタル	2,246	768	125	37	—	—
06	管 継 手	490	147	—	—	—	—
07	バルブコック	3,799	1,253	2,852	913	—	—
08	建 築 用 品	—	—	—	—	—	—
09	日 用 品	—	—	9	3	—	—
10	其 の 他	444	200	310	93	—	—

製 品 名	工 場 数		月 間 生 産 高		
	対 象	操 業	重 量 kg	前 月 100対比	金 額 (千円)
銅 合 金 鑄 物	7	7	21,368	98	7,652

※ 本表の工場数は次の定義に基いたものである。鉄鉄鑄物については従業員10名以上、銅合金鑄物については従業員5名以上を有する工場が調査対象となっている。

## 時 評

## 地方統計制度の問題

地方統計制度の問題について、最近ようやく活潑に論議されるようになった、多くの矛盾を包藏したまま今まで持ち越していた問題がようやく表面化して解決を急がれる段階に入ったのである。

終戦当時の地方廳における統計機構は、統計專管課の残存していたのは、わずかに14県に過ぎず、他はすべて他課でその事務を見ているという程度の貧弱なものとなっていた。そしてその事務も、内務報告令による調査、農林水産業調査規則による調査及び商工統計調査規則による調査等で、これに対しては半額又は3分の1の人員費の國庫補助の制度が設けられていた。

戦後、総理府統計局をはじめ、各省の重要統計事務が逐次都道府県知事に委任して実施されるに従つて、各都道府県に統計を專管する課が復活しこれが次第に拡充強化されて半額國庫負担の補助

職員の数を増加するとともに、市町村にも統計主任制度が復活して、地方統計組織は著しく整備されるにいたつた。そこで昭和22年の9月には全額國庫負担の地方職員制度が実施され、都道府県と市町村の全部に國費による統計職員が配置されて都道府縣市町村を通ずる國の統計機構は著しく拡充を見たのである。

しかるにこの時期を頂点として、それまで國の統計事務が都道府県の統計主管課を通じて、一元的に行われていた方針の一角がくずれて、別のルートで実施されるものが次第に増加するとともに数次の行政整理によつてその定数も削減される傾向を辿るようになった。その手始めは連合國軍總司令部天然資源局の「作物報告四原則」に基いて設けられていたいわゆる作報組織に作況調査が移されたことであり、次いで連合國軍總司令部公衆衛

生局の指示により人口動態統計調査が保健所から各都道府県衛生主管部課を通ずるルートに移された、また行政整理は昭和23年9月の剩員整理による10%削減に始まり、昭和24年5月2日付地方財政法第14条による国庫負担地方職員に関する政令第85号により、5月31日付総理廳告示第70号で第二次の整理を受けた定数を決定され、更に同年8月16日付政令第307号で第3次の整理が行われた。次いで昭和25年度にいたつてシャープ税制勧告に基いて補助金制度が全廢されるに及んで、大藏省は國の統計事務を行う都道府県の統計職員は委託費により全額を國庫が負担し、國の統計事務を行う市区町村の統計職員の経費は平衡交付金により交附する方針をとつた。その結果として、都道府県は従來の補助金制度と大差がないので事務運営上の支障はないが、市区町村は平衡交付金法による基準財政需要額の算定基礎には統計に関する職員費を含めた統計費が示されているが、基準財政収入額の多い市町村には平衡交付金が交付されずまた交付されてもその額が僅少であり、しかも交付に際しては交付額の内訳が示されないので、市町村長の方針によつて専任職員を置くところと置かないところができ、しかも平衡交付金は地方公共団体の個有事務であるから平衡交付金で賄う地方職員が國の事務を行うのは不当であるとする意見も出て、國の統計事務の遂行上にいろいろな支障を生ずるようになった。

#### 地方統計専任職員数の変遷

年別	都道府県	市 郡	町 村
22年9月	5,030人	1,200人	10,300人
23年9月	4,306人	1,200人	10,294人
24年5月	4,345人	1,200人	10,294人
24年8月	3,910人	1,200人	10,170人
25年4月	2,910人	平衡交付金	平衡交付金
27年4月	3,714人	〃	〃

都道府県及び市町村は、このような財源措置の矛盾を改善して、市町村の統計職員費も都道府県と同様に委託費によつて全額を國が交付するよう要望しているが、現在の給与ベースにすれば年間15億を超える財源を委託費に移すことは望みえないばかりでなく、都道府県の委託費さえ辛うじて維持されている状態である。

都道府県の委託費制度の維持さえ困難に直面している理由、統計は國の事務であるがその多くは地方公共団体でも必要なものであること及び委託

費に於ける統計職員中の相当数の者が地方公共団体の個有事務に従事していることが、このごろでは周知の事実となつてゐることなどである。これらのことは、國の統計事務に繁閑があること國の事務が都道府県の行政にガツチリ結びつくことによつて、はじめて統計思想も普及し、國の統計調査が圓滑に行われるようになるのだからむしろ好ましいことだとする反論もあるが、これはとかく水掛論となつてしまふのである。

これらの問題が早晩解決されなければならないと考えられていたやさきに、去る1月から地方制度調査會が発足して、國の事務と地方事務との關係が論ぜられることとなり、しかも地方制度調査會には統計審議會の大内會長が委員として出られているので、統計審議會においてもこの問題について根本的に検討を加えて、大内會長の地方制度調査會に出席される際の参考に供することとなつた。

統計審議會における最初の討議は去る1月16日の定例会議で行われ、統計基準部が資料として提出した「地方統計機構の在り方に関する六つのケース」を中心に論議された。六つのケースを要約すれば次のとおりである。

- 1 都道府県市町村とも統計職員費を全額國庫負担に復元する。
- 2 五大市あるいは一定規模以上の市の統計職員費を都道府県と同様に委託費による全額國庫負担に復元する。
- 3 現状の維持
- 4 國の統計事務を專管する一元化した出先機関を設ける。
- 5 都道府県市町村の統計調査費を全面的に平衡交付金とする。
- 6 市町村の行う國の統計調査の事務員は、事務を委託するつど必要経費を交付して行う。

統計審議會における討議においては、理想としては4の一元化した國の出先機関を設けるのがよいしかし現実の問題としては1の都道府県市町村とも統計職員費を全額國庫負担に復元するのがよいという意見が強いが、目下地方制度調査會で國の事務と地方事務との關係が論議されている際であるから急いで結論を出すことなく研究を続けることになつた。